

# 令和8年1月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 錄

議案第 1 号 小学校理科支援員の委嘱について ······	1
議案第 2 号 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に 関する条例の一部を改正する条例について ·····	3
議案第 3 号 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に 関する規則の一部を改正する規則について ·····	9
議案第 4 号 第 3 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案） について ······ ······ ······ ······ ······ ······	11

議案第 1 号

小学校理科支援員の委嘱について

小学校理科支援員を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 8 年 1 月 21 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第1号 「小学校理科支援員の委嘱について」の別紙資料につきましては、  
人事案件であるため非公開です。

議案第 2 号

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例  
の一部を改正する条例について

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を、  
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 1 月 21 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成24年久喜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

4 次条第1号で定める校務を分掌する市費負担教職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該各号に定める額に3,000円を加算した額とする。

第16条の次に次の1条を加える。

（校務類型）

第16条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支給する。

（1） 学級（特別支援学級を除く。）を担任する業務

（2） 前号に掲げるもの以外の校務

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

義務教育等教員特別手当

号給	月額（円）
1から4まで	1,400
5から8まで	1,600
9から12まで	1,700
13から16まで	1,700
17から20まで	1,800
21から24まで	1,900
25から28まで	2,000
29から32まで	2,100

3 3から3 6まで	2, 200
3 7から4 0まで	2, 300
4 1から4 4まで	2, 400
4 5から4 8まで	2, 600
4 9から5 2まで	2, 700
5 3から5 6まで	2, 800
5 7から6 0まで	3, 000
6 1から6 4まで	3, 200
6 5から6 8まで	3, 300
6 9から7 2まで	3, 400
7 3から7 6まで	3, 500
7 7から8 0まで	3, 700
8 1から8 4まで	3, 800
8 5から8 8まで	3, 800
8 9から9 2まで	3, 900
9 3から9 6まで	4, 000
9 7から1 0 0まで	4, 100
1 0 1から1 0 4まで	4, 200
1 0 5から1 0 8まで	4, 300
1 0 9から1 1 2まで	4, 400
1 1 3から1 1 6まで	4, 400
1 1 7から1 2 0まで	4, 500
1 2 1から1 2 4まで	4, 600
1 2 5から1 2 8まで	4, 700
1 2 9から1 3 2まで	4, 700

133から136まで	4,700
137から140まで	4,700
141から144まで	4,700
145から148まで	4,800
149	4,900

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、第16条に1項を加える改正規定及び第16条の次に1条を加える改正規定は、令和8年1月1日から適用する。  
(給与の内払)
- この条例による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の市費負担教職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市費負担教職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月に支給する義務教育等教員特別手当に関する特例措置)

- 令和8年3月に支給する義務教育等教員特別手当については、改正後の市費負担教職員条例第16条の規定にかかわらず、次の表に掲げる額を支給する。ただし、改正後の市費負担教職員条例第16条の2第1号で定める校務を分掌する市費負担教職員の義務教育等教員特別手当については、次の表に掲げる額に3,000円を加算した額を支給する。

号給	月額（円）
1から4まで	0
5から8まで	200
9から12まで	300

13から16まで	100
17から20まで	200
21から24まで	100
25から28まで	200
29から32まで	300
33から36まで	200
37から40まで	300
41から44まで	200
45から48まで	400
49から52まで	500
53から56まで	200
57から60まで	400
61から64まで	600
65から68まで	300
69から72まで	400
73から76まで	300
77から80まで	500
81から84まで	600
85から88まで	400
89から92まで	500
93から96まで	400
97から100まで	500
101から104まで	400
105から108まで	500
109から112まで	600

113から116まで	400
117から120まで	500
121から124まで	600
125から128まで	700
129から132まで	500
133から136まで	300
137から140まで	300
141から144まで	300
145から148まで	400
149	500

議案第3号

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則  
の一部を改正する規則について

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部を、  
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則（平成24年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「7, 500円」を「8, 000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

議案第4号

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画を、別冊のとおり決定したいので議決を求める。

令和8年1月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫